

平成31・32年度茨城県建設工事入札参加資格審査（格付）について

1 格付対象業種及び技術者要件等

業種	格付	技術者基準	許可区分	雇用保険 社会保険	総合点数 基準	発注標準金額
土木	S	12人（5人）	特定	加入	※申請をとりまとめた後に決定する。	4千万円以上
	A	5人（2人）				3千万円以上2億円未満
	B					1千万円以上3千万円未満
	C					1千万円未満
建築	S	9人（5人）	特定			4千万円以上
	A	4人（2人）	特定			3千万円以上2億円未満
	B					1千万円以上3千万円未満
	C					1千万円未満
電気	A	6人				1千万円以上
	B					5百万円以上1千万円未満
	C					5百万円未満
管	A	4人				1千万円以上
	B					5百万円以上1千万円未満
	C					5百万円未満
舗装	A	5人（※）				1千万円以上
	B					2.5百万円以上1千万円未満
	C			2.5百万円未満		

注1）技術者基準の（ ）書きは1級の技術者。なお、舗装（※）は申請日現在における舗装工事特別技術職員数基準を満たすもの。

【舗装工事特別技術職員数基準】（いずれか一つ）

1級舗装施工管理技術者	1名
2級 〃	2名
1級建設機械施工技士	1名
2級 〃（第3種，第4種，第5種）	1名

注2）許可区分の「特定」は、建設業法第15条に規定する特定建設業許可。

注3）新規に入札参加の資格を得た業種について格付けをする場合は、当該格付等級の1等級下位の等級に格付けする。

注4）格付等級が前回の格付等級の2等級以上の上位又は下位の等級になる場合は、当該等級の1等級下位又は上位の等級に格付けする。

注5）格付等級が前回の格付等級より上位の等級となる者で、資格審査の申請において、上位の等級への格付けを希望しなかった場合は、前回と同等級に格付する。

2 社会保険等への加入

(1) 建設工事

前回（平成29・30年度）と同様に、業種、格付にかかわらず、全ての者に対して、審査基準日時点で社会保険等（健康保険，厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）の加入を条件とする（適用除外の者を除く）。

(2) 建設コンサルタント業務

今回（平成31・32年度）からは、全ての者に対して、資格審査申請日時点で社会保険等に加入していることを条件とする（適用除外の者を除く）。

3 有資格者名簿の有効期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日とする。

4 技術等評価点評価項目

今回から従来の「客観点」を「経営事項評価点」，「主観点」を「技術等評価点」と名称を改める。また、「技術等評価点」の詳細は以下のとおり。

項 目	数 値										
<p>工事成績</p> <p>格付対象工事の種類毎の工事成績（茨城県土木部、農林水産部及び企業局が発注した、当該建設業者の過去4年（平成26年4月1日から平成30年3月31日までに竣工したもの）における1件250万円以上の工事の工事成績の平均点数及び工事件数とする。この場合において、共同企業体（以下「JV」という。）が完成した工事の点数及び件数は、当該JVの各構成員の数值として取り扱うものとする。）</p>	<p>以下の1又は2により算出する数值</p> <p>1 平均点数が65点以上の者については、次式により算出する数值（工事の種類毎に算出）</p> $\left(\text{工事成績の平均点数} - 65 \right) \times \text{補正係数} \alpha \times 10 \text{点}$ <p>《補正係数α》</p> <table border="1" data-bbox="810 546 1161 757"> <thead> <tr> <th>受注件数</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1件</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>2～4件</td> <td>1.01</td> </tr> <tr> <td>5～8件</td> <td>1.02</td> </tr> <tr> <td>9件以上</td> <td>1.03</td> </tr> </tbody> </table> <p>※表内の件数は過去4年度の工事件数の合計</p> <p>2 平均点数が65点未満である者については、次式により算出する数值（工事の種類毎に算出）</p> $\left(\text{工事成績の平均点数} - 65 \right) \times 10 \text{点}$ <p>注1）平均点数は小数点第2位以下切捨てとし、算出した数值は、小数点以下切捨てとする。 注2）工事成績の対象とならない工事の件数については含まない。</p>	受注件数	係数	1件	1	2～4件	1.01	5～8件	1.02	9件以上	1.03
受注件数	係数										
1件	1										
2～4件	1.01										
5～8件	1.02										
9件以上	1.03										
<p>優良工事表彰</p> <p>格付対象工事の種類毎の茨城県建設業者表彰規程（昭和33年茨城県告示第307号）に基づく知事表彰、茨城県建設業者表彰規程に準ずる建設業者の取扱い要領に基づく部長表彰及び茨城県企業局建設業者表彰規程（平成14年茨城県企業局告示第1号）に基づく企業局長表彰の受賞件数（平成29年度及び平成30年度の受賞件数とする。この場合において、JVが受けた受賞件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p>	<p>以下の1及び2により算出する数值の和</p> <p>1 知事表彰の受賞実績のあるものについては、次式により算出する数值</p> $\begin{aligned} \text{平成30年度} & \quad \text{受賞件数} \times 30 \text{点} \\ \text{平成29年度} & \quad \text{受賞件数} \times 20 \text{点} \end{aligned}$ <p>2 部長表彰又は企業局長表彰の受賞実績のあるものについては、次式により算出する数值</p> $\text{受賞件数} \times 10 \text{点}$ <p>注) 算出した数值の合計が50点を超える場合は50点とする。</p>										
<p>技術者の確保・育成</p> <p>1 格付対象工事の種類毎の技術者数（総合評定値通知書に記載された数に限る。）</p> <p>2 CPDS、建築CPDの一定の学習履歴を有している職員の在籍状況及び取得ユニット又は単位数（県内に本店を有する者に限り加点する。）</p>	<p>以下の1及び2により算出する数值の和</p> <p>1 総合評定値通知書に記載された技術者について、次式により算出する数值の和</p> $\begin{aligned} & (1) \text{ 監理技術者の数} \times 3 \text{点} \\ & (2) \text{ 一級技術者} \left((1) \text{ で評価された者を除く。} \right) \text{ の数} \\ & \quad \times 2 \text{点} \\ & (3) \text{ 登録基幹技能者の数} \times 1 \text{点} \end{aligned}$										

項 目	数 値
	<p>2 申請日現在において、継続学習制度（CPDS又は建築・設備CPD）の学習単位を取得している技術者が在籍している場合に加点。さらに、その取得ユニット又は単位を取得している技術者全員の取得ユニット又は単位数の合計値に応じて加点。</p> <p>対象は、平成28年11月1日から平成30年10月31日の間に取得したユニット又は単位とする。</p> <p>(1) 一般社団法人全国土木施工管理技士会連合会の継続学習制度（CPDS）における学習単位を取得している技術者（土木施工管理技士）を在籍させている場合に3点を加える。</p> <p>また、技術者の取得ユニット数に応じて10ユニットにつき1点（加対象業種は、土木及び舗装とする）。</p> <p>(2) 建築CPD運営会議（事務局：公益財団法人建築技術教育普及センター）の建築CPD（継続能力／職能開発）情報提供制度における学習単位を取得している技術者を在籍させている場合は3点。また、技術者の取得単位数に応じて10単位につき1点（加対象業種及び資格区分は下記のとおり）。</p> <p>建築：建築士、建築施工管理技士 電気：建築設備士、電気施工管理技士 管：建築設備士、管工事施工管理技士</p> <p>注1）1において算出した数値の合計が40点を超える場合は40点とする。 注2）2において算出した数値の合計が10点を超える場合は10点とする。</p>
<p>労働安全衛生</p> <p>申請日現在における建設業労働災害防止協会への加入状況（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p>	<p>加入している者に対して5点</p>
<p>指名停止</p> <p>茨城県建設工事請負業者指名停止等措置要領（平成6年施行）に基づく指名停止措置の件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指名停止措置の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p>	<p>以下の1～3により算出する数値の和</p> <p>1 2週間の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－5）</p> <p>2 2週間を超え1ヶ月以下の指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×（－10）</p> <p>3 1ヶ月を超えて指名停止措置を受けた実績については、次式により算出する数値 指名停止措置の件数×指名停止措置の月数×（－5）＋（－5）</p> <p>※ 平成28年4月1日から平成28年12月31日までの間の実績は除く。</p>

項 目	数 値
<p>監督処分</p> <p>1 法第28条に基づく指示又は営業停止の件数及び法第29条に基づく許可取消に相当すると認められる件数（入札参加資格の定期審査が行われる年の前年度及び前々年度における件数とする。この場合において、JVが受けた指示又は営業停止の件数は、当該JVの各構成員の件数として取り扱うものとする。）</p> <p>2 経営事項審査評価点で評価されていない監督処分歴（平成28年度及び平成29年度中に受けたものに限る。）</p>	<p>以下の1及び2により算出する数値の和</p> <p>1 以下の（1）～（5）により算出する数値の和</p> <p>（1）指示処分を受けた実績については、次式により算出する数値 指示処分の件数×（－10）</p> <p>（2）30日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－20）</p> <p>（3）30日以上90日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－30）</p> <p>（4）90日以上90日未満の営業停止を受けた実績については、次式により算出する数値 営業停止の件数×（－40）</p> <p>（5）許可取消に相当すると認められる実績については、次式により算出する数値 許可取消に相当すると認められる件数×（－40）</p> <p>2 以下の（1）及び（2）の和</p> <p>（1）指示処分 －21点 （2）営業停止 －43点</p> <p>※ 平成28年4月1日から平成28年12月31日までの間の実績は除く。</p>
<p>社会貢献活動</p> <p>1 資格審査の基準日現在における、茨城県（出先機関を含む）又は茨城県以外の自治体等と防災活動（防疫活動を含む）に関する協定への協力状況（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p> <p>2 平成28年度及び平成29年度において、茨城県との防災協定に基づく要請により実際に行った防災活動の状況（資材費等以外は無償の活動に限る）（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p>	<p>以下の1及び2の和</p> <p>1 以下の（1）及び（2）のいずれかに該当するものに加算。重複加算は行わない。</p> <p>（1）茨城県との防災協定に基づく要請を受けて活動する者に10点</p> <p>（2）茨城県以外の自治体等（国、県内市町村及び特殊法人（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項の政令で定める法人））との防災協定に基づく要請を受けて活動する者に5点</p> <p>2 実際に茨城県との防災協定に基づき防災活動を行った者に対して、1回の活動につき5点を加える。</p> <p>注）2において、算出した数値が10点を超える場合には10点とする。</p>

項 目	数 値
<p>常勤雇用・若年者雇用</p> <p>平成30年11月1日現在で平成28年11月1日現在と比較して常勤の職員が増加した状況（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p>	<p>以下の1及び2により算出する数値の和</p> <p>1 平成30年11月1日現在で平成28年11月1日現在と比較して増加した常勤の職員の人数×5点</p> <p>2 増加した職員が雇用した日現在で35歳未満である場合は、1にその人数×5点を加算する。さらに、インターンシップの受入、就職説明会等、若年者の入職を促す取組を行っている者については、その人数×5点を加算する。</p> <p>注1) 算出した数値が30点を超える場合には30点とする。</p> <p>注2) 平成28年11月1日現在では健康保険及び厚生年金保険に加入しておらず、平成30年11月1日現在で加入している場合については、平成29年11月1日現在と平成30年11月1日現在を比較することができる。</p> <p>注3) 常勤性の確認は、原則として、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により行う。当該確認書類により常勤性が確認できない場合は、常勤の職員と認めない。</p>
<p>ワーク・ライフ・バランス（週休2日等）</p> <p>1 茨城県産業戦略部労働政策課が実施する「仕事と生活の調和推進計画」の届出状況（受理通知書を受領していること。県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p> <p>2 茨城県保健福祉部子ども政策局少子化対策課が実施する「結婚・子育て応援宣言」の登録状況（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p>	<p>以下の1及び2の和</p> <p>1 以下の(1)～(3)の和</p> <p>(1) 「仕事と生活の調和推進計画」の届出をしている者に対して2点。 ただし、2（「結婚・子育て応援宣言」の登録）との重複加点は行わない。</p> <p>(2) (1)の「仕事と生活の調和推進計画」に基づきノー残業デー実施等による長時間労働の是正、休日増加、育児・介護休業（休暇含む）の取得などの取組実績がある場合に5点</p> <p>(3) (2)の内容が、週休2日又は4週8休による労働環境改善の場合は、さらに5点。ただし、届出時点の就業規則による内容が確認できる者、又は実施報告書において成果が確認できる者に限る。</p> <p>2 「結婚・子育て応援宣言」の登録をしている者に対して2点。 ただし、1(1)（「仕事と生活の調和推進計画」の登録）との重複加点は行わない。</p>
<p>女性活躍</p> <p>1 平成30年11月1日現在における常勤の職員に占める女性の割合又は女性職員数（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p>	<p>以下の1～3の和</p> <p>1 平成30年11月1日現在における常勤の職員に占める女性の割合が25%以上の場合又は常勤の女性職員数が5人以上の場合（健康保険及び厚生年金保険に加入している者に限る。）に3点</p>

項 目	数 値
<p>2 申請日現在における茨城県県民生活環境部女性活躍・県民協働課が実施する「いばらき女性活躍推進会議」の会員登録状況（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p> <p>3 申請日現在における女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条に基づく一般事業主行動計画の届出状況（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p>	<p>2 申請日現在において、女性活躍・県民協働課が実施する「いばらき女性活躍推進会議」に会員登録（会員登録通知を受領）している企業に 2 点</p> <p>3 申請日現在において、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）第 8 条に基づく一般事業主行動計画を労働局に届出をした者に 5 点</p> <p>注 1）割合は小数点以下切捨てとする。 注 2）常勤の職員には役員、個人事業主及び支配人を含まない。 注 3）役員とは、業務を執行する社員（持分会社の業務を執行する社員をいう。）、取締役（株式会社の取締役をいう。）、執行役（委員会設置会社の執行役をいう。）、これらに準じる者（法人格のある各種の組合等の理事等をいう。）をいい、いわゆる執行役員、監査役、会計参与、監事、事務局長は含まれない。 注 4）支配人とは、営業主に代わって、その営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をなす権限を有する使用人をいい、これに該当するか否かは、商業登記の有無を基準として判断する。 注 5）常勤性の確認は、原則として、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書により行う。当該確認書類により常勤性が確認できない場合は、常勤の職員と認めない。</p>
<p>新たな技術の導入（ICT 施工）</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に竣工した、国、県、市町村又は特殊法人が発注した ICT 活用工事を元請として施工した実績（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p>	<p>ICT 活用工事を元請として施工した実績を有する者に 10 点</p> <p>注 1）対象とする ICT 活用工事は、発注者が定める要項等に基づき、「3 次元起工測量」「3 次元設計データ作成」、「ICT 建設機械による施工」のいずれかの ICT 施工技術を活用して行った工事とし、その実施について設計図書に明示されている者に限る。 注 2）県外を施工場所とする施工実績も対象とする。 注 3）JV による施工実績は、代表構成員、構成員に関わらず、共同施工の場合に限り対象とする。</p>
<p>企業立地</p> <p>1 平成 30 年 6 月 8 日以降申請日現在において、国内外の新たな成長分野（AI、IoT、ロボット、次世代自動車等）の本社機能・研究所等の移転に関する情報を茨城県に提供し、茨城県本社機能移転強化促進に係る企業紹介制度実施要項第 6 条の規定に基づく「移転成立通知」がなされた状況</p> <p>2 平成 26 年 4 月 1 日から申請日現在までの間に、立地に関する情報を茨城県に提供し、茨城県立地希望企業紹介制度実</p>	<p>以下の 1 及び 2 の和</p> <p>1 該当する者かつ以下の条件を全て満たす者に対して、件数に関わらず 10 点 （1）平成 30 年 6 月 8 日から申請日現在までの間に、茨城県知事から移転成立通知がなされていること。</p> <p>2 該当する者かつ以下の条件を全て満たす者に対して、件数に関わらず 5 点。 （1）平成 26 年 4 月 1 日から申請日現在までの間に、茨城県知事からの「契約成立通知書」がなされていること又は茨城県の事業用地を購入して茨城県との土地の売買契約がなされており、かつ自社の本社等を建設して土地の登記及び建物の登記がなされていること。</p>

項 目	数 値
施要項第6条の規定に基づく「契約成立通知」がなされた状況又は県が分譲する事業用地を購入し本社等を建設した状況	(2) 茨城県及び茨城県開発公社が事業主体となっている造成地であること。 (3) (1)及び(2)の土地の面積は3,000平方メートル以上であること。
<p>障害者雇用</p> <p>平成30年6月1日現在において、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。）第2条に掲げる障害者を常用労働者として雇用している人数（県内に本店を有する者又は県外に本店を有する者で県内居住の障害者を雇用している者に限り、申請に基づき算出する。）</p>	<p>以下の1及び2により算出する数値の和</p> <p>1 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のある者（常用労働者の数が45.5人以上である場合）については、次式により算出する数値 障害者の雇用人数のうち障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数を超える人数×5点</p> <p>2 障害者雇用促進法第43条第7項の規定に基づき障害者の雇用に関する状況を報告する義務のない者（常用労働者の数が45.5人未満である場合）については、次式により算出する数値 障害者の雇用人数×5点</p> <p>注1）算出した数値の合計が10点を超える場合には10点とする。 注2）1の障害者の雇用人数は、障害者雇用促進法第43条第3項から第5項及び第8項に基づき算定された数とする。</p>
<p>環境配慮</p> <p>申請日現在における（一財）持続性推進機構が認証・登録を行うエコアクション21認証・登録状況，（一社）エコステージ協会が認証・登録を行うエコステージ，特定非営利活動法人 KES 環境機構が認証・登録を行う KES・環境マネジメントシステム・スタンダード，茨城県の行う茨城エコ事業所登録制度のいずれかの認証・登録の状況（県内に本店を有する者に限り、申請に基づき算出する。）</p>	<p>いずれかを取得または認証・登録している者に対して5点。重複加点は行わない。</p>